

の西課従業員に於て最高を示してゐる事實に依つても明かでありませぬ。

かうして我々の困窮せる生活に於て昇給は唯一の希望であり、又光明でもあるのであります。然るにも拘らず此度当局に於ては局財政の窮乏を名として、吾々唯一の望みであるこの昇給率を低下し昇給期間を延期するか如き内規を制定しこの四月以來実施して居らるることは我々の生活を維持する上から断して承認し難いのであります。

故に此の度之等の内規の改悪及実施を撤回せられ尚我等の生活に重大なる關係を持つ昇給を一定すべく昇給規程を即時制定せらる、様左の如き嘆願書を提出するものであります。幸ひに賢明なる当局に於かれましては我等の真意のある所を考慮せられ御詮議の上採用せられんことを切望致します。

昭和四年六月十七日

東京市電従業員協同會

東京市電氣局長大河内一要殿

嘆願 條 項

一、昭和四年四月十九日付改正の電灯課及電力課昇給内規を即時撤回せられたい。

理由

現在に於ける生活の困窮と年々必然的に高まりゆく我等の生活条件との前に昇給率低下昇給延期は不安に堪へやるところなり、況んや年々相當の利益を挙げつある電灯電力供給事業に於て即時内規を撤回せられたい。

二、昇給規定を右の如く制定せられたい。